

令和7年度「スギ林保全対策モデル事業」事業概要

市内の居住区周辺等にある私有地等のスギ林については、整備の行き届いていない森林が多く、今後、ますます荒廃が進む恐れがあります。市ではこれらの森林が本来持っている公益的機能の再生や向上を図るため、スギ林の整備や保全に必要な作業に対して支援を行います。

1. 対象者

- ① 自治会
 - ② 市内に住所を有する者3名以上で構成された団体
- ※ それぞれ、市税の滞納がないことが条件です。

2. 対象森林

・対象となるスギ林は以下の森林とし、登記地目は原則「山林」とします。

- ①私有林
- ②市有林（旧慣使用地（＝従来から集落が管理している土地））
- ③集落林（共有林含む）

※ 次の項目のいずれかに当てはまる場合は、補助対象となりません。

- (1) 森林経営計画が策定されている森林
- (2) 市、県及びその他団体が造林を行った可能性がある森林
☞市行造林地や県行造林地と思われますので農林整備課で確認願います。
- (3) 国、県又は市の他の制度により、補助金等の交付を受けて事業を実施した森林及び事業を実施予定の森林
☞過去に里山整備事業を実施した森林や、多面的機能支払交付金等との併用はできません。また、過去5年以内に造林事業等で整備を行った森林は、補助対象となりません。

3. 対象期間 令和7年4月1日から令和8年2月27日まで

- ・事前審査期限 令和7年5月30日（金）
- ・審査結果予定 令和7年6月6日（金） 目途に審査結果通知書発送
- ・交付申請時期 6月上旬から伐採時期を踏まえ提出
- ・交付決定 申請書受理から概ね1週間で交付決定通知書発送

※新規モデル事業となりますので、補助金交付申請を行う前に、事前審査を行います。

「5. 補助金の交付申請について」に必要な書類を記載してありますので、上記期限までに農林整備課へ提出ください。不明な点があれば早めに農林整備課へご相談ください。

事前審査受付終了後、他団体の申請状況等により、作業面積や作業内容の調整を行わせていただく場合がありますのでご承知おきください。

4. 補助対象作業及び補助金の額について（申請面積は0.10haから1.00haとなります。）

補助対象作業	作業の内容	補助金の額	標準単価
①間伐(材利用)	立木の密度管理を目的とした伐採で間伐木の利用のあるもの	実施面積に標準単価を乗じた額	650,000 円/ha
②間伐(材未利用)	立木の密度管理を目的とした伐採で間伐木の利用のないもの		450,000 円/ha
③除伐	不要木及び不良木の伐り捨て作業		250,000 円/ha
④枝打ち	枝葉の除去作業 ※作業は林業事業者等の外注のみ		350,000 円/ha
⑤森林作業道整備	森林作業道の開設	整備した森林作業道の延長に標準単価を乗じた額	4,000 円/m

5. 補助金の交付申請について

ステップ1 直営作業か委託作業の判断

・補助対象の作業について、申請者の構成員で行うか、林業事業体等へ委託を行うか判断してください。委託作業を行える市内事業者を7ページ記載してあるので参考にしてください。

ステップ2 整備実施予定地の森林現況を把握する。

・整備を行いたい場所の土地所有者や境界の確認を行ってください。

☞土地の所有者や境界等を確認したい場合は、市税務課にて筆界や土地所有者名の入った図面を取得できます。（有償）

ステップ3 森林の状況の写真撮影・整備予定区域の座標取得する。

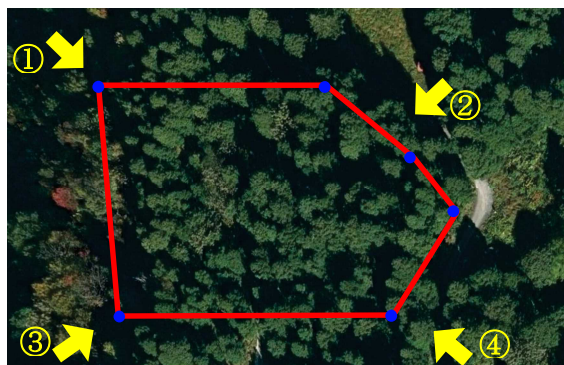
①整備を行いたい区域を四方向から写真撮影し、GPS等で座標情報を取得してください。

②写真撮影に併せて青点（変化点）の位置でGPS等で座標情報を取得してください。申請面積の確認等が必要となります。

③写真は、実施予定場所の図面と現況写真に撮影箇所の番号を表示してください。

④座標は、実施予定場所位置情報に記載出来るように記載してください。

図面作成イメージ



現況写真撮影イメージ



ステップ4 事前審査資料を提出する。

申請予定面積等を確認するため、下表の書類を期限までに提出ください。

別添の事前審査資料に記載するか、市ホームページからダウンロードしてください。

提出書類	内容等	備考
・令和7年度スギ林保全対策モデル事業実施計画書	団体名、代表者等の必要事項を記載	ステップ3取得した座標を基に予定面積を記載すること
・実施予定場所の図面	縮尺 1/5000 又は 1/2500	事前審査資料の作成例を参考に作成すること
・実施予定場所の現況写真	撮影位置No.を①～④で記載	
・実施予定場所位置情報	現況写真撮影位置と青点(変化点)の座標	ステップ3で取得した座標をそれぞれ記載すること
・標準地状況写真	下記イメージで撮影 標準地毎に撮影	
・標準地状況集計表	標準地毎に樹種等の本数を集計	

※標準地について

実施面積の中から平均的な生育状況数を管理する方法です。補助対象要件（スギの割合が7割以上・間伐率概ね3割）を満たしているか確認します。

①標準地は申請面積が0.10ha～0.40haで1つ、0.41～0.80haで2つ、0.81～1.00haで3つ設定します。

②大きさは1標準地につき、10m×10mの正方形とし、ナイロンテープで周囲を杭や枝に結び作成します。

③下記イメージで全体が確認できるよう、標準地状況写真を撮影します。

④ナイロンテープの内側にスギ及びその他樹木が何本あるか、木に付番しながら標準地状況集計表を作成します。

⑤灌木などの細い雑木(概ね18cm以下)はカウントしません。

注意）標準地内のスギの割合が7割を下回った場合は、本事業の対象外とします。



ステップ5 伐採造林届等の提出の準備

- ・森林法第5条に定める地域森林計画の区域の立木を伐採する場合は、伐採に着手する30～90日前までに「伐採造林届」を魚沼市へ提出する必要があります。
- ☞ 手続等の詳細は別添の「伐採造林届書作成の手引き（概要版）」又は市ホームページをご確認ください。
(<https://www.city.uonuma.lg.jp/page/2264.html>)
- ☞ 整備を行いたい場所が保安林指定区域内にある場合は、新潟県へ届出を行う必要があります。詳細は新潟県南魚沼地域振興局林業振興課(☎025-772-8262)へご相談ください。
- ☞ 整備を行いたい場所が所有地でない場合は、森林の所有者から伐採の同意を得る必要があります。

ステップ6 補助金交付申請書類の提出

事前審査結果で補助対象と確認された場合、速やかに申請手続きを行ってください。
事業を実施する前に下表の書類を期限までに提出してください。

提出書類	内容等	備考
・スギ林保全対策モデル事業 補助金交付申請書	団体名、代表者等の必要 事項を記載	
・事業計画書	実施作業・面積・申請金 額を記載	
・事業実施者名簿	団体名、代表者等の必要 事項を記載	
・実施予定場所の図面	縮尺 1/5000 又は 1/2500	事前審査で作成した資料を確認のうえ提出
・実施予定場所の現況写真	撮影位置No.を①～④ で記載	
・実施場所位置情報	現況写真撮影位置と青点 (変化点)の座標	
・標準地状況写真	標準地毎に撮影	事前審査で作成した資料を確認のうえ提出
・標準地状況集計表	標準地毎に樹種等の本数 を集計	
・伐採造林届又はこれに準ずる書類の写し※	ステップ5を参照	間伐の場合
・伐採に関する同意書	森林所有者が申請者と異なる場合	除伐の場合 間伐の場合は伐採造林届に添付する必要があります。
・市税の納税状況の確認に関する同意書	自治会名又は任意団体の場合は構成員全員の氏名の記載	不同意の場合は各団体で納税証明書を取得すること(有償)

※作業地が保安林の場合は、県から通知された「保安林内間伐計画の適合通知書」の写しを添付してください。

◎以上の書類を提出いただき、審査のうえ補助金交付決定通知をお送りします。基本的には、通知後に事業着手してください。

6. 補助金交付決定後の各作業の説明

※各種作業条件等一覧

対象作業	作業面積等	標準地	下草刈りの時期	注意事項
①間伐(材利用)	①②③ 合せて 1.00ha 以内	要	間伐作業 実施前	10m ³ /ha 以上の材搬出が要件 概ね 3 割の間伐実施を確認
②間伐(材未利用)				概ね 3 割の間伐実施を確認
③除伐			除伐作業 時に実施	主に広葉樹の不要木とスギの不良木の伐採
④枝打ち	①②③の作業 面積が上限	不要	—	下記【④枝打ち】参照 30 本/ha の割合で資料作成
⑤森林作業道整備	①の 作業区域内			下記【⑤森林作業道整備】参照 起終点及び 10m 毎に写真撮影及び位置情報取得

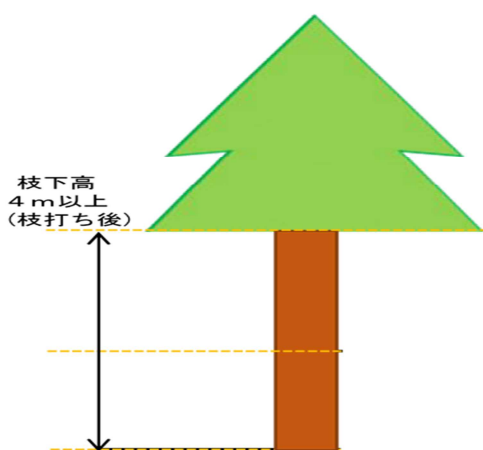
※搬出量の確認のため、材市場等に出荷した場合は出荷した際の出荷票、バイオマス利用の場合は受入伝票、自己使用の場合は検知表を準備しておいてください。

【④枝打ち】（補足）

- ・枝下高は地面から最低4 mとします。ただし、樹高が 8 m 以下の場合は、樹高の 2 分の 1 を超えないよう注意し 4 m 以下でも可とします。

☞ ポールやスタッフで枝下高が把握出来る作業前・作業後の状況がわかる作業状況写真及び枝下高測定集計表をそれぞれ 30 本/ha の基準で作成してください。

枝打ちイメージ



作業道イメージ



【⑤森林作業道整備】（補足）

- ①斜面傾斜等での単価補正はしません。
- ②全幅 3 m 以上の作業道を作設することとし、上記のイメージを参考に起終点、延長方向 10m 毎の写真撮影及び位置情報で資料を作成してください。
- ③保安林内に作業道を開設する場合は、県の許可が必要となります。南魚沼地域振興局農林振興部が担当となりますが、事前審査の段階で可否を確認します。

7. 事業内容の変更を行う場合

補助金交付決定を受けた事業内容を変更する場合（作業面積や森林作業道の数量を変更した場合など）は、事前に次の書類を提出し承認を受ける必要があります。

◆提出書類

- ・スギ林保全モデル事業変更承認申請書（様式第4号）
- ・変更内容の根拠となる資料

【具体例】

- ①変更前後の作業種類・作業面積がわかる図面
- ②変更前後の森林作業道延長がわかる図面

8. 補助金実績報告書類の提出

事業完了後、速やかに「スギ林保全対策モデル事業補助金実績報告書（様式第7号）」に次の書類を添付して提出してください。

区分	提出書類	確認方法
共通事項	・実施場所がわかる図面 （縮尺 1/5000 又は 1/2500） ・実施地点確認表 ・作業前、作業中、作業後の写真	・提出書類の確認 <u>（状況により現地調査を実施）</u> ・作業前、作業後の写真は実施地域の全景とすること。
間伐（材利用）	・出荷票、受入伝票、検知表等 ・搬出材積集計表 ・標準地作業状況写真 ・標準地状況集計表	・提出書類の確認 ・自己使用による搬出分は提出された検知表を基に現地確認します。 <u>（状況により現地調査を実施）</u>
間伐（材未利用）	・標準地作業状況写真 ・標準地状況集計表	・提出書類の確認 <u>（状況により現地調査を実施）</u>
除 伐	・伐採状況写真	・提出書類の確認 <u>（状況により現地調査を実施）</u>
枝打ち	・作業状況写真 ・枝下高測定集計表	・提出書類の確認 <u>（状況により現地調査を実施）</u>
森林作業道整備	・開設状況写真 ・路線延長集計表	・提出書類の確認 <u>（状況により現地調査を実施）</u>
その他	・その他市長が必要と認めた書類	

※ 該当しない区分に関する書類の添付は不要です。

9. 補助金確定及び交付手続き

補助金実績報告書に基づき補助金額を確定し通知しますので、通知に基づき補助金請求書（様式第9号）を市へ提出してください。提出後に補助金を交付します。

なお、指定口座への補助金入金までに要する期間は、請求書を提出してから概ね2週間程度となりますので、予めご了承ください。

【本補助金に関する問い合わせ】

産業経済部農林整備課林政係(本庁舎 2 階 18 番)

住所 魚沼市小出島 910 番地

TEL 793-7740 / FAX 793-1016 / E-mail nourin@city.uonuma.lg.jp

【土地所有者や地番図に関する問い合わせ】

市民福祉部税務課 (本庁舎 1 階 4 番)

TEL 792-9751 / FAX 792-5600

【保安林内の手続きに関する問い合わせ】

南魚沼地域振興局林業振興課

住所 南魚沼市六日町 960 番地

TEL 025-772-8262

(参考)魚沼市内の県知事認定の林業事業者

・魚沼市森林組合 担当：高橋 孝生

住 所：細野 208 番地 1

T E L：797-2142

E-Mail：uonuma-shinrin@ah.wakwak.com

・湯之谷地域森林組合 担当：星 哲生

住 所：湯之谷芋川 568 番地

T E L：792-2562

E-Mail：y-sinnrinn@at.wakwak.com

・株式会社戸田組 担当：戸田 ひろみ

住 所：葎沢 204 番地 8

T E L：792-0417

E-Mail：info@todagumi.co.jp